

**問** お問い合わせ先 **申** お申し込み先

- 規格等
  - ・ 設置サイズ  
8150mm×4500mm×900mm
- 内容
  - ・ ステージ脚部 H900 / D900 25台
  - ・ ステージ天板 45枚
  - ・ エンドキャップ900L 10本、ステップ3段型1台
  - ・ 縦支柱6本、やぐらトラス5本、手すり用トラス5本



知名町では県地域振興推進事業を活用し、「折りたたみ式アルミ製ステージ」を購入しました。どなたでも島内で開催されるイベントにご利用いただけます。

**ふれあい交流移動ステージの貸出します**

● 利用範囲

島内で開催されるイベント等で利用する場合に限ります。

● 貸出し料金

- ・ 無料のイベント等 5千円
  - ・ 有料のイベント等 2万円
- 詳しくは、お問い合わせください。

● 企画振興課

電話(84)3162

**10月1日は「土地の日」です!**

■ 一定面積以上の土地取引をした場合は届出が必要です。

一定面積以上(別表参照)の土地について、売買等の取引をした場合には、国土利用計画法により、契約締結後2週間以内に、買主が土地の利用目的及び取引価格等を届け出なければなりません。県では、その利用目的が公表されている土地利用に関する計画に適合しているかどうかなどを審査し、場合によっては、利用目的の変更を勧告することがあります。届出をしなかったり、偽りの届け出をしたりすると罰則が科されることがあります。

(別表)

区域	面積
市街地区域	2,000 m <sup>2</sup>
市街地区域以外の都市計画区域	5,000 m <sup>2</sup>
都市計画区域以外の区域	10,000 m <sup>2</sup>

● 届出義務者

権利取得者(売買の場合は買主)

● 届出の時期

契約締結後2週間以内

● 届出先

土地の所在する市町村

● 罰則

6ヶ月以下の懲役又は百万円以下の罰金

■ 一定規模以上の土地の開発行為には土地協賛が必要

県土の無秩序な開発を防止し、適正かつ合理的な土地利用を図り、良好な地域環境の確保すること等を目的に、一団1ヘクタール以上の面積(※都市計画法・森林法・採石法・砂利採取法で許可又は認可を必要とする開発行為は、一団1ヘクタール以上の面積)の開発行為については、事前に知事と協議することとされています。このような開

発を行うとする場合は、開発の目的、方法等を記載した知事あての土地利用協議書を提出してください。

詳しい手続き等については、お問い合わせください。

● 企画振興課

電話(84)3162

**奄美海上保安部からのお知らせ**

10月1日(土)から10月31日(月)まで「漁船海難防止強調運動」を実施しています。

漁船(小型船舶)の事故を防止するため次の事項を守りましょう!!

- ・ 常時適切な見張りの徹底(海難原因第1位 見張り不十分等)
- ・ 船体機関の整備・点検の実施(海難原因第2位 整備不良等)
- ・ ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保(船種別では漁船海難による死亡・行方不明者数第1位)

詳しくは、奄美海上保安部ホームページをご覧ください。

電話(53)5569

奄美海上保安部

有料広告

**おきえらぶフローラルホテル 臨時職員募集!**

- 職種: 調理
- 募集人員: 1名
- 必要書類: 履歴書

詳細についてはお問い合わせください。



【お問い合わせ先】 おきえらぶフローラルホテル 電話0997-93-2111

**農林水産物・食品の輸出相談窓口**

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご活用ください。

農林水産物 輸出相談 検索

農林水産省: TEL 03-6744-7155

【お問合せフォーム】 <https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/1241.html>

・輸出先国の各種規制・制度(放射性物質、検査等)等

日本貿易振興機構(ジェトロ): TEL 03-3582-5646

・輸出先国の基礎情報、マーケット情報

・輸出手続きについて・見本市・商談会に関する情報 等

◆この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

[http://www.maff.go.jp/shokusan/export/e\\_soudan/attach/pdf/index-1.pdf](http://www.maff.go.jp/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf)

◆酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。